

乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 2 項に基づく特定乳児等通園支援事業者の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。

また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

記

1. 対象施設（乳児等通園支援事業者）

名称	東久留米市立ひばり保育園
所在地	ひばりが丘団地 8－10
区分	一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）
設置者名	東久留米市
運営者名	社会福祉法人豊川保育園
①利用定員の設定	
利用定員（1 時間当たり）	3 名
利用定員（1 月当たり）	4 9 5 名
②認可基準にかかる項目	
ほふく室	3 0 . 0 0 m ² （基準面積：9 . 9 0 m ² ）
保育士	2 名（うち専従 1 名）

名称	落合幼稚園
所在地	新川町 2－1－19
区分	一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）
事業者名	学校法人西川学園
①利用定員の設定	
利用定員（1 時間当たり）	6 名
利用定員（1 月当たり）	3 9 6 名
②認可基準にかかる項目	
遊戯室	1 2 2 . 8 9 m ² （基準面積：1 1 . 8 8 m ² ）
保育士	2 名（うち専従 1 名）

名称	南沢シュタイナー子ども園
所在地	南沢 3-16-63
区分	一般型乳児等通園支援事業（独立施設型）
事業者名	NPO 法人南沢シュタイナー子ども園
①利用定員の設定	
利用定員（1時間当たり）	6名
利用定員（1月当たり）	90名
②認可基準にかかる項目	
保育室	43.6㎡（基準面積：11.88㎡）
保育士	3名（うち専従2名）

【参考】

（抜粋）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

（抜粋）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

（設備の基準）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(職員)

第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。